

令和四年九月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例	1
職員の高齢者部分休業に関する条例	4
島根県手数料条例の一部を改正する条例	5
島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例	6
島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	6

令和4年9月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第104号議案

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例

1 提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 職員の定年等に関する条例の一部改正

ア 職員の定年を65歳（医師及び歯科医師にあっては、70歳）とすること。

イ 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における定年については、次のとおりとすること。

職員の区分	令和5年度	令和7年度	令和9年度	令和11年度
	令和6年度	令和8年度	令和10年度	令和12年度
医師及び歯科医師以外の職員	61歳	62歳	63歳	64歳
医師及び歯科医師	66歳	67歳	68歳	69歳

ウ 管理監督職勤務上限年齢制の導入

(ア) 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職は、管理職手当を支給される職員等の占める職とすること。

(イ) 管理監督職勤務上限年齢は、60歳とすること。

(ウ) 管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例

a 管理監督職を占めている職員については、職務の遂行上の特別の事情等がある場合等に、3年を限度として引き続き当該管理監督職に勤務させることができること。

b 特定管理監督職群（欠員を容易に補充できない特別の事情等がある管理監督職として人事委員会規則で定めるものをいう。）に属する管理監督職を占めている職員については、引き続き当該管

理監督職に勤務させ、又は当該特定管理監督職群に属する他の職に降任又は転任させることができること。

エ 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以後定年前に退職をした者を短時間勤務の職に採用することができること。

オ その他規定の整備

(2) 職員の給与に関する条例等の一部改正

ア 改正の内容

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員の給料の計算に係る規定の整備

(イ) 当分の間、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の職員の給料月額、当該職員の職務の級及び号給に応じた額の7割とすること。

(ウ) 当分の間、管理監督職の職員が、管理監督職勤務上限年齢制により降任した場合、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、(イ)の措置を適用した給料月額のほか、降任された日の前日の給料月額の7割と降任された日の給料月額の7割との差額に相当する額を給料として支給すること。

(エ) その他規定の整備

イ 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
職員の給与に関する条例	アの(ア)から(エ)まで
県立学校の教育職員の給与に関する条例	
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例	
教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例	アの(ウ)及び(エ)
島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例	アの(イ)及び(エ)
島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例	

(3) 職員の退職手当に関する条例の一部改正

ア 当分の間、60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した場合の退職手当の基本額の計算は、退職事由を定年退職として算定すること。

イ その他規定の整備

(4) 職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正

ア 改正の内容

(ア) 管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う規定の整備

(イ) 定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備

(ウ) (2)のアの(イ)に伴う規定の整備

(エ) その他規定の整備

イ 改正を要する条例

条例の題名	改正の内容
職員の服務の宣誓に関する条例	アの(イ)
職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	アの(ウ)及び(エ)
職員の勤務時間に関する条例	アの(イ)
職員の休日及び休暇に関する条例	
市町村立学校職員の旅費に関する条例	
県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例	
市町村立学校の教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	アの(ウ)及び(エ)
職員の特殊勤務手当に関する条例	アの(イ)
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例	
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	アの(ア)
職員の育児休業等に関する条例	アの(ア)及び(イ)
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	アの(ア)及び(エ)
島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	アの(イ)

(5) 職員の再任用に関する条例の廃止

(6) 定年退職者等の再任用に関する経過措置

定年が段階的に引き上げられる経過期間において、暫定再任用制度として、現行の再任用制度と同様の仕組みを措置すること。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。ただし、2の(1)及び(3)の一部について

は、公布の日から施行する。

第105号議案

職員の高齢者部分休業に関する条例

1 提案理由

高齢職員の多様な働き方を認めるため、地方公務員法に定める高齢者部分休業について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 高齢者部分休業の承認を申請することができる年齢

高齢者部分休業の承認を申請することができる年齢は、55歳とすること。

(2) 高齢者部分休業の承認

ア 任命権者は、55歳に達した職員から高齢者部分休業の承認の申請があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が55歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で当該申請において示した日から高齢者部分休業を承認することができること。

イ 高齢者部分休業の承認は、1週間を通じて19時間20分を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

(3) 高齢者部分休業取得中の給与

職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給すること。

(4) 退職手当の取扱い

職員が高齢者部分休業の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった期間は、現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなし、その勤務しなかった期間の月数の2分の1に相当する月数を在職期間から除算すること。

(5) 高齢者部分休業の時間の延長

任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、休業時間の延長を承認することができること。

(6) 高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮

ア 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができること。

イ 任命権者は、高齢者部分休業承認後の事情の変化を理由として当該職員から申出があった場合でやむを得ないと認められるときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができること。

(7) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

第106号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

関係法令の改正に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

ア 長期優良住宅維持保全計画の認定及び変更の認定に係る手数料を新設し、その額は、長期優良住宅建築等計画の増改築の認定及び変更の認定に係る手数料の額と同額とすること。

イ 長期優良住宅維持保全計画の認定に基づく地位の承継の承認に係る手数料を新設し、その額は、長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の承継の承認に係る手数料の額と同額とすること。

ウ その他規定の整理

(2) 教育職員免許法関係手数料

ア 教育職員免許更新制廃止に伴う関係手数料の廃止

イ 引用する条項の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第107号議案

島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域における社会福祉の増進を図るため、民生委員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

出雲市及び雲南市の民生委員の定数の改正

	改正前	改正後	増減
出雲市	430人	432人	2人
雲南市	142人	143人	1人

3 施行期日

令和4年12月1日から施行する。

第108号議案

島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

建築基準法の改正等に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県建築基準法施行条例の一部改正

引用する条項の整理

(2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

ア 建築基準法に基づく事務のうち、次の事務を浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町に権限移譲すること。

(ア) 応急仮設建築物の許可の期間の延長に係る申請の受理

(イ) 建築物の用途を変更して災害救助用建築物又は公益的建築物としての引き続き使用の許可に係る申請の受理

(ウ) 災害救助用建築物又は公益的建築物の許可の期間の延長に係る申請の受理

イ 引用する条項の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。